

## スマートマンション推進事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、スマートマンション推進事業における SDGs スマートマンションの認定および認定を受けた事業に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付手続等について必要な事項を定め、当該事業の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) SDGs スマートマンション

市内でマンション（戸建て住宅群を含む。）（以下「マンション等」という。）の建設を行う際に、各戸に HEMS を導入し、それを活用した省エネ【環境】に関する取組、地域通貨等を活用した地域経済の活性化【経済】ならびに防災、子育て支援等の本市の社会課題への対応策【社会】の3つの要素をすべて備えた取組を行うマンション建設を行う事業として本市が認定したマンションのことをいう。なお、戸建て住宅群の建設の場合は「SDGs スマートハウゼズ」として認定する。（以降「SDGs スマートハウゼズ」については、「SDGs スマートマンション」を「SDGs スマートハウゼズ」と読み替えて解釈することとする。）

(2) HEMS（ホームエネルギーマネジメントシステム）

家庭内の電力利用状況を集約・可視化し、住民が適切に家庭のエネルギー管理を行うことができるような機器をいう。

(3) MEMS（マンションエネルギーマネジメントシステム）

マンション等の全体の電力利用状況を集約し、適切にエネルギー管理に活用できるような仕組みのことをいう。

### (認定の要件)

第3条 認定を受けることができる事業は、次の各号に掲げる要件を全て備えていることとする。

(1) 尼崎市域内の建設であること。

(2) マンション等の集合住宅の構成であること。

(3) 全戸に HEMS を導入し、MEMS を活用することで、マンション等の全体のエネルギー管理を実施する仕組みであること。【環境】

(4) 地域通貨ポイント等の活用により、地域経済の活性化につながる仕組みを実施すること。【経済】

(5) 尼崎市総合計画（尼崎版 SDGs）に沿った本市の社会課題への具体的な対応策を実施すること。【社会】

(申請者の要件)

第4条 SDGs スマートマンションの認定(以下「認定」という。)を受けようとする者は、次の各号に掲げる要件を全て備えている者とする。なお、複数法人の共同事業の場合にあっては、第1号から第3号については、構成法人のいずれかがこれらを満たし、第4号から第8号については、全ての構成法人がこれら全てを満たしていなければならないものとする。

- (1) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所のいずれかの登録を行っていること。
- (2) 建設業法(昭和24年法律第100号)別表第1に定める建築一式工事につき、同法第3条第6項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けていること。
- (3) 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第3条に規定する免許を有していること。
- (4) 最近1年間の法人税、所得税、消費税、地方消費税及び本市が賦課する市税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条に規定する更正手続開始又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条に規定する再生手続開始の申し立てがなされている者等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (6) 尼崎市暴力団排除条例(平成25年尼崎市条例第13号)第2条第2号に規定する暴力団に該当しないこと。
- (7) 尼崎市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員又は第4号に規定する暴力団密接関係者が当該法人の業務に従事する者に含まれていないこと。
- (8) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条又は第8条の規定による処分を受けている者又はこれらの処分を受けた者の統制下にある者でないこと。

(認定の申請)

第5条 認定を受けようとする者は認定申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて市長の指定する日までに提出しなければならない。

- (1) 建築士事務所登録証明書の写し等、一級建築事務所、二級建築事務所または木造建築事務所のいずれかの登録を行っていることを証明する書類。
- (2) 建設業許可証明書の写し等、建築一式工事につき、特定建設業または一般建設業の許可を受けていることを証明する書類
- (3) 宅地建物取引業免許証の写し等、宅地建物取引業免許を有していることを証明する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 認定を受けようとする者は、前条第1項の書類を提出後、2週間以内に企画提案書(第2号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 開発マンション等の地名地番、開発面積、計画戸数について

- (2) SDGs スマートマンションの構築スケジュール
- (3) 事業の実施体制（共同事業の場合、各社の役割等）について
- (4) 導入する HEMS の仕様が確認できるカタログ・技術資料等について
- (5) HEMS 等を活用した MEMS の構築について（主体、手段、効果）
- (6) 【環境】【経済】【社会】の 3 側面への取組について（主体、手段、効果）

（認定の審査及び通知等）

第6条 市長は、前条に規定する認定の申請があったときは、別途設置する SDGs スマートマンション認定審査会（以下、「審査会」という。）の審査に付きなければならない。

2 市長は、前項による審査会の審査結果に基づき、認定することが適当と認めるときは、書面により当該申請を行った者に通知するものとする。また、認定することが不適当と認めるときは、書面により当該申請を行った者に通知するものとする。

（認定内容の変更）

第7条 認定後に、認定事業の内容や実施体制の変更（認定を受けた申請者（以下、「認定事業者」という。）の社名変更も含む。）があった場合は、速やかに変更届（第3号様式）を提出しなければならない。

（認定の取消）

第8条 市長は、認定を受けた事業もしくは認定事業者が、次のいずれかに該当すると認められたときには、認定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。
- (2) 認定後、認定の資格、要件を欠いたとき。
- (3) 大きな変更等により、SDGs スマートマンションの実現が困難だと判断されたとき。

（補助金の対象者）

第9条 認定事業者は認定事業について補助金の交付を受けることができる。

（補助金の額）

第10条 補助金の額は、補助対象となる SDGs スマートマンションを構成する HEMS を導入した住宅の戸数に 3 万円を乗じた金額とする。

（補助金の交付申請）

第11条 補助金の交付を受けようとする者は、認定を受けた日から 30 日以内に交付申請しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（第4号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) SDGs スマートマンション認定通知書の写し

- (2) SDGs スマートマンション構築計画
- (3) 返信先を記入し、送付に必要な郵便切手を貼付した返信用封筒（第 1 種郵便物定型 25g 以内のもの）
- (4) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定及び通知等）

第12条 市長は、前条の規定により提出された補助金交付申請書の内容を審査し、予算の範囲内において、補助金の交付の可否を決定する。

- 2 市長は、第 1 項の審査に当たり、入居前の住宅に対して、必要な調査を実施することができる。
- 3 市長は、第 1 項の規定により補助金の交付又は不交付を決定したときは、当該申請者に対しその旨を補助金交付決定通知書（第 5 号様式）又は補助金不交付決定通知書（第 6 号様式）により通知する。

（補助金の交付申請の取下げ）

第13条 前条第 3 項に規定する補助金交付決定通知書の送付を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定の内容又はその条件に不服があること等により、当該補助金の交付申請を取り下げようとするときは、補助金交付決定通知を受けた日から起算して 1 か月以内に、補助金交付取下申請書（第 7 号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助対象事業の変更の承認申請）

第14条 交付決定者は、補助対象事業の内容について変更しようとするときは、あらかじめ補助金計画変更承認申請書（様式第 8 号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助対象事業の中止又は廃止の承認申請）

第15条 交付決定者は、補助対象事業を事情の変更により中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第 9 号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第16条 交付決定者は、HEMS 設置工事が完了した日の属する年度の 3 月 20 日（閉庁日除く。）までに、スマートマンション推進事業実績報告書（様式第 10 号）（以下「実績報告書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。なお、交付決定後、当該 SDGs スマートマンションの完成までに複数年度を要する場合は、単年度ごとに HEMS 設置が完了した戸数分の実績報告を当該年度の 3 月 20 日（閉庁日除く。）までに行わなければならない。

- (1) 任意の対象住宅 1 戸の要部写真（HEMS 設置状況が確認できるもの）

- (2) HEMS の設置工事にかかる工事請負契約書の写し（全体工事に含まれる場合は、その工事契約書と HEMS の仕様等がわかる内訳書）
- (3) 対象住宅について HEMS 設置完了が確認できる書類（完了報告書や納品書類の写し）
- (4) 返信先を記入し、送付に必要な郵便切手を貼付した返信用封筒（第 1 種郵便物定型 25g 以内のもの）
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定通知）

第17条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、速やかに当該報告を審査し、補助対象事業の実績が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書（様式第 11 号）により補助金の額の確定について交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び支払い）

第18条 前条の規定による通知を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付を請求しようとするときは、スマートマンション推進事業補助金支払請求書（様式第 12 号）（以下「補助金支払請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による補助金支払請求書の提出があったときは、その内容が適正であることを確認のうえ、補助対象事業者に補助金を交付するものとする。

（補助金交付の取消し）

第19条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、当該補助事業者に対し、その交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金をその交付の目的以外の目的のために使用したとき。
- (3) 補助金交付決定に付された条件に違反したとき。
- (4) 補助金交付決定を受けた後、第 4 条に定める資格を欠くに至ったとき。
- (5) SDGs スマートマンションの認定が取り消されたとき。

（補助金の返還）

第20条 市長は、前条の規定による補助金交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該補助金の交付を受けた者に対し、期限を定めて当該補助金の全額又は次条に規定する定期報告の義務期間を月数に換算したのから既に当該補助金を利用して設置した HEMS を備えた住宅が居住の用に供された期間を月数に換算したものを減じた期間に相当する額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた後の額）の返還を命じるものとする。

(定期報告)

第21条 補助事業者は、補助金を利用して設置した HEMS を備えた住宅が居住の用に供された最初の日から 3 年間（HEMS の設置工事が複数年度にまたがる場合は、設置初年度から 3 年間）、次の各号に掲げる事項を記載した定期報告書（任意様式）を半年ごとに、市長に提出しなければならない。

- (1) SDGs スマートマンションを構成する HEMS 導入住宅の月間電力使用量
- (2) 経済、社会に関する取組における実績報告

(協力)

第22条 市長は、補助事業者に対し、必要に応じて、スマートマンション等における電力データ等、個人が特定されない形でのデータ提供などの協力を求めることができる。

(雑則)

第23条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。